

報 告 第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 8 号

訴えの提起について

市営住宅家賃等の滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えを、次のとおり提起する。  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年10月23日

新居浜市長 石川 勝 行

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名     | 市営住宅家賃等の滞納者に対する市営住宅明渡等請求事件  |
| 2 | 当 事 者     |   |
|   | (1) 原 告   | 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）  |
|   | (2) 被 告   | 1人 別紙のとおり   |
| 3 | 対象とする物件   | 別紙のとおり  |
| 4 | 事 件 の 内 容 | 新居浜市は、家賃等を滞納し市営住宅の使用許可を取り消された者に対し、文書により市営住宅明渡等の請求を行ってきたが、その履行がないため、公営住宅法及び新居浜市市営住宅条例の規定により住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求するもの |

別 紙

(省 略)